

羽咋市バス待ち環境整備事業補助金交付要綱

令和6年7月1日告示第100号

(目的)

第1条 この要綱は、羽咋市内の地域公共交通の利便性の向上を目的とし、路線バスや地域循環バス等の待合環境を向上するため、バス停留所における上屋やベンチ等のバス待合所の設置に要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) バス待合所 路線バス事業者又は羽咋市が運行するバスの停留所における公衆用の待合施設をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率等は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 路線バス事業者
- (2) 町会若しくは商店会等団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となる事業の開始前に、羽咋市バス待ち環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 現況写真
- (4) 道路上に整備する場合は道路占用許可書の写し、民地に整備する場合は事業を行おうとする土地の所有者の土地使用承諾書、登記事項証明書等当該土地使用権限を有することが確認できる書類

(5) 建築確認通知書の写し（建築確認申請を行った場合）

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、羽咋市バス待ち環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 申請者は、第5条の申請の内容を変更しようとするときは、羽咋市バス待ち環境整備事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認したときは、羽咋市バス待ち環境整備事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して30日以内に羽咋市バス待ち環境整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第8号）

(2) 工事完成写真

(3) 工事代金の支払が確認できる書面（領収書等）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、羽咋市バス待ち環境整備事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、前条の規定による通知の後に補助事業者からの請求により行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第6条に規定する補助金の交付の決定の後に、交付決定額の80パーセントを上限とし、請求に基づき概算払をすることができる。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、羽咋市バス待ち環境整備事業補助金（精算・概算払）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付

の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 事業完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) 補助金を対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月30日告示第35号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助金の対象となる事業

補助金の交付対象となる事業	第2条に規定するバス待合所の新設、更新又は修繕に係る事業
補助金の交付対象となる経費	上屋やベンチの設置や修理に係る経費 (ただし、土地の取得又は貸借に係る経費を除く)
補助率	補助金の交付対象となる経費の4/5以内(1,000円未満切捨て)とし、60万円を上限とする。
補助制限	1団体につき、年度内1回までとする。